令和２年度　神奈川県私立高校生等奨学給付金のお知らせ
【家計急変世帯対象給付（7～12 月申請分）】

・神奈川県では、私立高校生等の保護者の授業料以外の教育費の負担を軽減するため、返済不要の「高校生等奨学給付金」を支給しています。
・令和２年度は新型コロナウイルス感染症に係る影響を踏まえ、保護者の失職等により**家計が急変した高校生等への支援が可能**になりました。
・**家計急変後、１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯に対して**、給付を行います。
・令和２年度の都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯、または令和２年７月１日現在、対象となる高校生等が生活保護（生業扶助）を受給している世帯は**通常申請でお申込みください。**
・当制度は、授業料の負担を軽減する「就学支援金」「学費補助金」とは別の制度です。対象となる方は忘れずにご申請ください。

※保護者…保護者とは、原則親権者をいいます。親権者が不在の場合は、神奈川県又は学校にお問い合わせください。

給付を受けることができる方

生徒の保護者で、次の(1)～(3)すべての要件に該当する世帯の方

(1)　家計急変による経済的理由から、保護者等全員の年収見込が**「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」**に相当すると認められること

＜都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯に相当する年収見込の例＞

※この例に該当しない場合はお問合せください。

世帯人数	２人	３人	４人	５人	６人
①年収見込（自営業）	1,250,000 円以下	1,370,000 円以下	1,720,000 円以下	2,070,000 円以下	2,420,000 円以下
②年収見込（給与所得者）	2,042,857 円未満	2,214,286 円未満	2,714,286 円未満	3,214,286 円未満	3,700,000 円未満

●自営業の場合は、家計急変後、１年間の年収見込（売上－必要経費）が①に該当すること。
●給与所得者の場合は、家計急変後、１年間の年収見込（交通費手当を除く給与収入）が②に該当すること。

(2)　基準日※現在、保護者が神奈川県内に居住していること

保護者等の住所が神奈川県外にある場合は、お住まいの都道府県にお問い合わせください。

(3)　基準日※現在、生徒が次の①～⑥のいずれかの学校に在学していること

①　私立高等学校（全日制、定時制、通信制、専攻科のうち大学への編入学基準を満たす過程または国家資格者養成課程を有するもの）
②　私立中等教育学校後期課程
③　私立高等専門学校（第１～３学年）
④　私立専修学校高等課程

⑤　私立専修学校の一般課程（国家資格者養成施設の指定を受けている学校）

⑥　私立各種学校（外国人学校のうち、高等学校の課程に類する課程を置くものとして告示で定める学校、国家資格養成施設の指定を受けている学校）

※生徒が次のいずれかに該当している場合は、「奨学給付金」の対象外です。

・就学支援金の対象校を卒業又は修了しているなど、就学支援金、学び直し支援金の受給資格がない場合、かつ専攻科支援金の受給資格がない場合

・特別支援学校の高等部または専攻科に在学する場合

・生徒が児童福祉施設（母子生活支援施設を除く）に入所している者又は里親に療育されている者等で、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合

※基準日
令和２年６月３０日までに家計が急変した場合は、令和２年７月１日が基準日となります。
令和２年７月１日以降に家計が急変した場合は、家計が急変した月の翌月（家計が急変した日が月の初日である場合は、家計が急変した月）の１日が基準日となります。

詳細は下記のページを参照してください。

家計急変後１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で

・申請する高校生等以外に、15 歳以上（中学生を除く。）以上 23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯　⇒ **３ページへ**

・申請する高校生等以外に、15 歳以上（中学生を除く。）以上 23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯　⇒ **５ページへ**

申請期限・提出先

提出期限　**令和２年７月６日（月）～ ７月２２日（水）**

提出先　**在学する高等学校等（事務室）**

・提出期限までに申請できない場合は、学校へご相談ください。

支給時期

令和２年 11 月末頃を予定しています。

・　申請される時期に支給日は異なります。
期限までに申請されても書類に不備があった場合等は、支給日が遅れますので、ご注意ください。

・　奨学給付金は、申請時に指定された口座に神奈川県から直接振り込まれます。
奨学給付金が振り込まれるまで、口座の名義変更や解約は絶対にしないでください。

・　支給に先立ち、(不)支給決定通知書が神奈川県から送付されます。

問合せ先

日本大学高等学校　事務室
電話番号　０４５－５６０－２８００

家計急変後１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15 歳以上（中学生を除く。）以上 23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいない世帯

家計急変後１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、基準日※（ｐ２参照）現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

支給条件

○　基準日現在、高校生等が

・高等学校等に在学していること。

・高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。

○　授業料以外の納付金（ＰＴＡ会費、生徒会費など）に未済がないこと。

未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

支 給 額

○　全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等　　１人あたり　年額１０３，５００円

○　通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等　　１人あたり　年額３８，１００円

◇６月 30 日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

支給例

・全日制・非課税相当

・４月 30 日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった

⇒103,500 円（年額）を給付

◇７月１日以降に家計が急変した場合は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から３月までの月数を乗じた額を 12 で除した額を給付します。

支給例

・全日制・非課税相当

・10 月１日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった

⇒基準日は 10 月１日（10 月～翌年３月分　年額の６／１２支給）

⇒103,500 円×6 月（10 月～翌年３月）／12 月＝51,750 円を給付

【ご注意ください！】

申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄があります（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合は除く）ので、忘れずにご署名をお願いします。

提出書類

（１）　高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（第１号様式の２）

（２）　保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次の書類のいずれか）

①　離職票、②雇用保険受給資格者証、③解雇通告書、④破産宣告通知書、⑤廃業等届出、

⑥家計急変理由書（県様式）

（３）　家計急変前の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）

①　直近の市町村民税・県民税　課税証明書（コピー可）、②市町村民税・県民税　特別徴収税額通知書のコピー、③市町村民税・県民税　税額決定・納税通知書のコピー

（４）　家計急変後の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）

①　会社作成の給与見込（３か月分）、②直近の給与明細（３か月分）、③税理士又は公認会計士の作成した証明書類（３か月分）、④収入申告書（県様式・自営業の方）

（５）　保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類（①と②の書類両方）

①実情調書（県様式）、②扶養親族分の健康保険証のコピー　または　扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

（６）　対象となる高校生等の健康保険証のコピー

※（５）の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

（７）　振込口座番号が分かる通帳ページのコピー

（８）　未済に関する委任状（授業料以外の納付金に未済がある場合）

（９）　受領に関する委任状（申請者、申請者以外の保護者等又は対象となる高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合）

家計急変後１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、申請する高校生等以外に、15 歳以上（中学生を除く。）以上 23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹がいる世帯

家計急変後１年間の世帯の年収見込が「都道府県民税・市町村民税所得割が非課税である世帯」に相当すると認められる世帯で、基準日※（ｐ２参照）現在、高校生等がいる世帯の方が対象となります。

ただし、高校生等が児童養護施設（母子生活支援施設を除く。）に入所しており、見学旅行費又は特別育成費が措置されている場合、対象外となります。

支給条件

○　基準日現在、高校生等が

・高等学校等に在学していること。

・高等学校等就学支援金、学び直し支援金、又は専攻科支援金の受給資格を有していること。

○　授業料以外の納付金（ＰＴＡ会費、生徒会費など）に未済がないこと。

未済がある場合は、奨学給付金を当該未済に充てる旨について、学校長あてに委任状を提出することが必要です。

支 給 額

○　全日制・定時制の高等学校等に通う高校生等　　１人あたり　年額１３８，０００円

○　通信制・専攻科の高等学校等に通う高校生等　　１人あたり　　年額３８，１００円

◇６月 30 日以前に家計が急変した場合は年額を給付します。

支給例

・全日制・非課税相当

・４月 30 日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった

⇒138,000 円（年額）を給付

◇７月１日以降に家計が急変した場合は、年額に家計急変の発生した日の属する月の翌月（家計急変の発生した日が月の初日の場合は家計急変の発生した日の属する月）から３月までの月数を乗じた額を 12 で除した額を給付します。

支給例

・全日制・非課税相当

・10 月１日に経営する会社を廃業し、年収見込が非課税世帯相当となった

⇒基準日は 10 月１日（10 月～翌年３月分　年額の６／１２支給）

⇒138,000 円×6 月（10 月～翌年３月）／12 月＝69,000 円を給付

【ご注意ください！】

申請書裏面に、「生業扶助を受けていないことの誓約」欄があります（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合は除く）ので、忘れずにご署名をお願いします。

提出書類

（１）　高校生等奨学給付金（家計急変）受給申請書（第１号様式の２）

（２）　保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類（次の書類のいずれか）

①　離職票、②雇用保険受給資格者証、③解雇通告書、④破産宣告通知書、⑤廃業等届出、⑥家計急変理由書（県様式）

（３）　家計急変前の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）

①直近の市町村民税・県民税　課税証明書（コピー可）、②市町村民税・県民税　特別徴収税額通知書のコピー、③市町村民税・県民税　税額決定・納税通知書のコピー

（４）　家計急変後の収入を証明する書類（次の書類のいずれか）

①　会社作成の給与見込（３か月分）、②直近の給与明細（３か月分）、③税理士又は公認会計士の作成した証明書類（３か月分）、④収入申告書（県様式・自営業の方）

（５）　保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類（①と②の書類両方）

①実情調書（県様式）、②扶養親族分の健康保険証のコピー　または　扶養親族の記載が省略されていない課税証明書

（６）　対象となる高校生等の健康保険証のコピー

※（５）の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

（７）　15 歳以上（中学生を除く。）23 歳未満の申請者に扶養されている兄弟姉妹の健康保険証等のコピー

※（５）の②で健康保険証を提出する場合、重複して提出する必要はありません。

（８）　振込口座番号が分かる通帳ページのコピー

（９）　未済に関する委任状（授業料以外の納付金に未済がある場合）

（１０）　受領に関する委任状（申請者、申請者以外の保護者等又は対象となる高校生等の口座以外を振込先口座として指定する場合）

第１号様式の２

支給額（年額）	未済額	前倒し給付額	個人口座振込額
※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円

神奈川県知事　殿　　令和２年　　月　　日

高校生等**奨学給付金（家計急変）**受給申請書　（7～12月申請分）

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者（保護者等）	住所	〒		日中連絡が取れる電話番号 －　　－
	ふりがな		高校生等との関係	□親権者（父）　□親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □主たる生計維持者　□生徒本人 □その他（　　）
	氏名			
申請者以外の保護者等	ふりがな		高校生等との関係	□親権者（父）　□親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □その他（　　）
	氏名			

【対象となる高校生等について】

ふ り が な		生年月日	昭和 年　月　日 平成
氏　　名			

基準日現在在学する学校	学校の名称	私　立	学校	年
		課程	□全日制　□通信制　□定時制　□専攻科	
	在学期間	年　月　日 ～ 年　月　日		

基準日現在在学する学校以外の高等学校等における在学期間	学校名　立	年　月　日 ～ 年　月　日	課程	在学中に給付金を受給した回数 なし　1回　2回　3回　4回　不明 □　□　□　□　□　□
	学校名　立	年　月　日 ～ 年　月　日	課程	在学中に給付金を受給した回数 なし　1回　2回　3回　4回　不明 □　□　□　□　□　□

【扶養親族の状況について】※ 非課税世帯のみ記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏　名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
	【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
				国･公･私 立　高校　年	□全日制 □定時制 □通信制 □専攻科	□有 □無	
				国･公･私 立　高校　年	□全日制 □定時制 □通信制 □専攻科	□有 □無	
	【当該世帯に基準日現在、高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						

【振込先口座】

金融機関名		銀行・信用金庫 信用組合・農協		本店・支店 本所・支所 ・出張所	支店コード	預金種目	普通･当座
金融機関コード							
口座番号		口座名義人（申請者）	※カタカナで記入してください				

【保護者等の家計急変の状況について】

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	□	**親権者（両親）2名分**　（単身赴任の場合であっても、親権者２名分提出してください。）
②	□	**親権者1名分**（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。） ・離婚、死別等により親権者が１名の場合 ・親権者は２名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情により やむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合　など
③	□	**未成年後見人（　　）名分**　（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （複数選任されている場合は全員分））
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　など
⑤	□	**生徒本人** ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、 生徒本人が成人に達している場合　など

【誓約・委任欄】※　申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約（委任）します。　　**申請者氏名**

・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。
・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。**
・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。
・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは、**私が支給を受ける**高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任した**ので、奨学給付金を**学校長に支払うことについて委任します。**

・私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助を受給していません。**（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く）
・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を**私が扶養しています。**

＜学校使用欄＞

＜学校受付印＞

次のことについて確認しました。

・　　年　月　日現在、本校の　□全日制　□定時制　□通信制　□専攻科　課程に在学します。

・就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格（補助要件を満たす）を有する者です。

・授業料以外の納付金等について
　未済なし　　未済あり（　　円）

学校の名称
日 本 大 学 高 等 学 校

学校長の氏名
田　村　　隆　　職印

学校の所在地
〒 223-8566
横浜市港北区箕輪町二丁目９番１号　　電話番号　０４５－　５６０－　２８００

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書（第１号様式別添）の添付も可とする。

記入例

太字の部分を記入してください

第１号様式の2

支給額（年額）	未済額	前倒し給付額	個人口座振込額
※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円	※ 記入しないでください。 円

この申請書を書いた日を記入（基準日以降に記入してください）

神奈川県知事　殿　　年　月　日

高校生等**奨学給付金（家計急変）**受給申請書（7～12月申請分）

高校生等奨学給付金の受給を申請します。

申請者（保護者等）	住所	〒 221-0057 横浜市神奈川区青木町○○－○○		日中連絡が取れる電話番号 045 － ××× － ××××
	ふりがな	かながわ いくお	高校生等との関係	☑親権者（父）　□親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □主たる生計維持者　□生徒本人 □その他（　　）
	氏名	神奈川 育夫		
申請者以外の保護者等	ふりがな	かながわ いくこ	高校生等との関係	□親権者（父）　☑親権者（母） □未成年後見人　□未成年後見人である里親 □その他（　　）
	氏名	神奈川 育子		

保護者（親権者等）の住所・氏名・電話番号（日中連絡がとれるもの）を記入し、高校生等との関係の該当箇所をチェック
申請者以外の保護者等（配偶者等）の氏名、高校生との

【対象となる高校生等について】

ふりがな	かながわ まなぶ	生年月日	昭和 平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
氏名	神奈川 学			
基準日現在在学する学校 学校の名称	私立	○× 高等 学校	1 年	
課程	☑全日制　□通信制　□定時制　□専攻科			
在学期間	○年 4月 1日 ～ 年 月 日			

生徒の氏名と生年月日を記入

基準日に在学している（いた）学校について記入

基準日現在在学する学校以外の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数
	立			なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □
	学校名	年 月 日 ～ 年 月 日	課程	在学中に給付金を受給した回数
	立			なし 1回 2回 3回 4回 不明 □ □ □ □ □ □

基準日以前に上記以外の高等学校等に在学していた場合は記入

【扶養親族の状況について】※ 非課税世帯のみ記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名・学年等	課程	給付金の申請の有無	備考
	【高校生等】※対象となる高校生等以外の高校生等を扶養している場合には、記入してください。						
	姉	神奈川 英子	H○年○月○日	国・公・私立 △△△△ 高校 3 年	☑全日制 □定時制 □通信制 □専攻科	☑有 □無	
				国・公・私立 高校 年	□全日制 □定時制 □通信制 □専攻科	□有 □無	
	【当該世帯に基準日現在、高校生等以外に、15歳（中学生を除く。）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。】						
	兄	神奈川 進	H○年○月○日	無職			
	兄	神奈川 教夫	H○年○月○日	□□□□大学3年			

扶養している高校生等及び15歳以上23歳未満の兄弟姉妹について記入してください

【振込先口座】

金融機関名	○□				銀行・信用金庫・信用組合・農協	▲ ▲	本店・本所・支所・出張所	支店	支店コード 0 0 7	預金種目	普通・当座
金融機関コード	5	6	7	8							
口座番号	1	2	3	4	5	6	7	口座名義人（申請者）	※カタカナで記入してください カナガワ イクオ		

振込先口座を記入
※　申請者,申請者以外の保護者等、対象となる高校生等以外の口座名義の場合は委任状が必要です。

【保護者等の家計急変の状況について】

次の者の家計の状況の確認書類を提出します。

①	☑	**親権者（両親）2名分**　（単身赴任の場合であっても、親権者２名分提出してください。）
②	□	**親権者1名分**（親権を児童相談所長、児童福祉施設の長が行う場合を除く。） ・離婚、死別等により親権者が１名の場合 ・親権者は２名いるが、ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情により やむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を提出できない場合　など
③	□	**未成年後見人（　　）名分**　（親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合 （複数選任されている場合は全員分））
④	□	**生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分** ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 ・生徒本人は成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合　など
⑤	□	**生徒本人** ・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合で、 生徒本人が成人に達している場合　など

いずれかにチェック

【誓約・委任欄】※　申請者の氏名を記入してください。

次のことを確認し、誓約（委任）します。　　**申請者氏名**　**神奈川　育夫**

・この申請書の記載内容は事実に相違ありません。また、この申請書に虚偽の記載があった場合は、知事の求めに従いその全額を即時返還します。

・私は**神奈川県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません**。

・この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く。））の支弁対象ではありません。

・授業料以外に学校へ納付する**納付金等に未済があるときは**、私が支給を受ける**高校生等奨学給付金をその未済に充てることについて学校長に委任した**ので、奨学給付金を**学校長に支払うことについて委任します。**

・私の世帯は、基準日現在、生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による**生業扶助を受給していません。（対象となる高校生等が専攻科に在学する場合を除く）**

・【扶養親族等の状況について】の欄に記入した高校生等及び兄弟姉妹を**私が扶養しています。**

記載されている内容を確認の上、申請者が署名してください。
※　表面の申請者のお名前を記入してください。

署名が漏れていると、支給できません。

＜学校使用欄＞

＜学校受付印＞

次のことについて確認しました。

・　年　月　日現在、本校の　☑全日制　□定時制　□通信制　□専攻科　課程に在学します。

・就学支援金、学び直し支援金、または専攻科支援金の受給資格（補助要件を満たす）を有する者です。

・授業料以外の納付金等について
　未済なし　　未済あり（　　円）

学校の名称

学校長の氏名　　職印

学校の所在地
〒

電話番号　　－　　－

この部分は、基準日時点で在学している(いた)学校が記入します。

県外の学校に通われている(いた)場合は、神奈川県に提出する前に、必ず学校に記入してもらってください。

※県外私立学校の場合、当欄に代えて在学証明書(第１号様式別添)の添付も可とする。

（別紙）

記入上の注意（7～12月申請分）

※　記入にあたっては、黒又は青のボールペン等の消えない筆記具により記入してください。
（筆跡を消すことができるペンや鉛筆を使用することはできません。）

【申請者（保護者等）】の欄は、次によって記入してください。

この給付金を申請できる保護者等とは、原則として親権者（父母。父母がいない場合は代わって親権を行う者。）です。親権者がいない場合は、扶養義務のある未成年後見人、主たる生計維持者の順で申請者となり、それらすべてがいない場合のみ生徒本人が申請者となります。

なお、次の①～⑤は除きます。

①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長

②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長

③法人である未成年後見人

④民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人

⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

ア　「対象となる高校生等」とは、基準日現在、ウに記載する高等学校等に在学する生徒のことです。なお、基準日以降に高等学校等に入学する場合は、入学後速やかに学校担当者にご相談ください（入学時期によっては支給できない場合があります。）。

イ　基準日現在在学する学校の在学期間について、記入してください。また、他に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。

ウ　対象となる高校生等が在学する「高等学校等」とは、私立の高等学校（専攻科を含む）、中等教育学校の後期課程（専攻科を含む）、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

エ　「課程」の欄は、該当する学校の種類、課程にチェックしてください。
なお、専修学校の場合、昼間学科は「全日制」、夜間等学科は「定時制」にチェックしてください。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

対象となる高校生等の兄弟姉妹（15歳（中学生は除く。）以上23歳未満に限る。）を扶養している場合に、その兄弟姉妹について記入してください。

【振込先口座】の欄は、次によって記入してください。

振込先口座は申請者又は申請者以外の保護者等の名義の口座としてください。やむを得ず左記の者の口座を指定できない場合に限り、対象となる高校生等の口座を指定することができます。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

ア　①～⑤のうち、該当する１つにチェックしてください。

イ　②に該当するとするときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。なお、「ドメスティックバイオレンスや養育放棄、失踪等の事情によりやむを得ず、課税証明書等を提出できない場合」が、親権者全員の場合は、④又は⑤に該当します。

【誓約・委任欄】は、次によって記入してください。

記載内容について確認の上、**申請者が自署**してください。

添付書類

ア　保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
（例）離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通告書、破産宣告通知書、廃業等届出など

イ　家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類
（例）課税証明書の写し等（家計急変前）、会社作成の給与見込、直近の給与明細、税理士又は公認会計士の作成した証明書類など（家計急変後）

ウ　保護者等の扶養人数・年齢を確認するための書類
（例）扶養親族分の健康保険証の写し、扶養親族の記載が省略されていない課税証明書等

エ　対象となる高校生等が生活保護受給世帯に属さないことを確認できる書類（健康保険証等（医療機関で受診する際に提出する保険証等）の写し）

オ　対象となる高校生等の兄弟姉妹の扶養（※）を確認できる書類

※　扶養とは、医療保険各法（健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法）における扶養をいいます。

カ　振込先口座を確認できる書類（預貯金通帳等の写し）

留意事項

ア　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除く。）又は高等学校等専攻科を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学給付金の受給資格はありません。

イ　２校以上の学校に在学している場合は、いずれか１校を選んで申請をしてください。

ウ　不正に奨学給付金を受給した場合は、全額を即時返還していただきます。

エ　第１号様式及び別紙において、「道府県民税」には都民税を含み、「市町村民税」には特別区民税を含みます。

家計急変理由書

令和２年　　月　　日

申請者氏名	
対象となる 高校生等氏名	
学校名	

次の理由により神奈川県高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象給付）を申請します。

＜申請理由＞

該当するものに「〇」をつけてください。

	（給与所得者の方） 　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、勤務している会社の業績が悪化し、今後１年間の年収見込が住民税所得割非課税世帯に相当することとなったため。
	（自営業の方） 　新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、経営している事業の業績が悪化し、今後１年間の年収見込が住民税所得割非課税世帯に相当することとなったため。
	（上記の２つの理由以外の場合はこの欄に理由を記載してください）

給　与　証　明　書

令和２年　　月　　日

神奈川県知事　殿

事業主（雇主）住所

事業主（雇主）名　　印

次のとおり証明します。　　（単位：円）

氏　名		職 務 内 容	
職　名			

区　　分		家計急変後３か月分			家計急変後３か月分の平均	年　額（家計急変後３か月分の平均×12）
		月分	月分	月分		
勤　務　日　数						
収入	基　本　給					
	（日　給）	（　　）	（　　）	（　　）	（　　）	
	諸手当（交通費手当を除く）の合計額					
	賞与手取額（年額に記載）					
小　　計（A）						
社会保険料控除額						
小　　計（B）						
差引支給額（A－B）						

（注）　社会保険料とは、健康保険の保険料、国民健康保険の保険料（保険税）、国民年金の保険料、厚生年金保険の保険料、共済組合の掛金をいいます。

給与証明書の記入例

給　与　証　明　書

令和２年○月○日

神奈川県知事　殿

事業主（雇主）住所　○○市○○　１－２－３

事業主（雇主）名　＊＊＊＊＊＊＊　印

次のとおり証明します。　（単位：円）

氏　名	神奈川　花子	職務内容	○○製造
職　名	従業員（パート）		

区分		家計急変後３か月分			家計急変後３か月分の平均	年　額（家計急変後３か月分の平均×12）
		月分	月分	月分		
勤務日数		１９	１８	１７		
収入	基本給					
	（日給）	(6,000)	(6,000)	(6,000)	（　）	
	諸手当(交通費手当を除く)の合計額					
	賞与手取額（年額に記載）					300,000
小計（A）		114,000	108,000	102,000		1,596,000
社会保険料控除額		9,316	9,316	9,316		111,792
小計（B）		9,316	9,316	9,316		111,792
差引支給額（A－B）		104,684	98,684	92,684		1,484,208

（注）　社会保険料とは、健康保険の保険料、国民健康保険の保険料（保険　国民年金の保険料、厚生年金保険の保険料、共済組合の掛金をいいます。

給与所得者の年収見込

収　入　申　告　書

令和２年　　月　　日

神奈川県知事　殿

申告者住所

氏　　名

収入について次のとおり申告します。　　（単位：円）

収入の種別（具体的に書いてください。）						
区　　分		家計急変後３か月分			家計急変後３か月分の平均	年　額（家計急変後３か月分の平均×12）
		月分	月分	月分		
収入総額（A）						
内訳						
※働いた日数						
※働いた時間（一日平均）						
必要経費総額（B）						
内訳						
差引手取収入（A－B）						

1　この用紙は給与証明書を提出できない人が使用してください。
2　事業収入については、必要経費内訳のわかるものの写しを添付してください。
3　事業収入の場合、控除できるものは一般に原材料費、仕入代、店舗の家賃、地代、交通費等ですが、業種により状況が異なりますので具体的に記入してください。
4　※印欄は日給及び時間給で給与証明のとれない人のみ記入してください。
5　日雇等による日給の場合は、主な収入元の名称を書いてください。

実　情　調　書

記載年月日	年　　月　　日

生　徒	住　所	〒
	氏　名	
保護者	住　所	〒
	氏　名	

	氏　　名	生徒との関係	年齢	同居別居の別	備　　考　（職業・学校名等）
家族の状況					

備考	

実　情　調　書　の　記　入　例

実　情　調　書

記載年月日	令和〇年　〇月　〇日

生　徒	住　所	〒231-8509　神奈川県横浜市中区日本大通１
	氏　名	神奈川　子太郎
保護者	住　所	〒　生徒の住所と同じ
	氏　名	神奈川　太郎

記載年月日時点の年齢を
記入してください。

家族の状況	氏　名	生徒との関係	年齢	同居別居の別	備　考（職業・学校名等）
	神奈川太郎	父	４４	同居	失業中（求職中）
	花子	母	４４	〃	パート
	かな子	姉	１９	〃	□□大学１年
	子太郎	本人	１５	〃	△△中学校３年
	子次郎	弟	１３	〃	△△中学校１年

備考	

（保護者等→学校長）

令和２年　　月　　日

殿

委　任　状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。

申請者住所	〒
ふりがな	
申請者氏名	
ふりがな	
申請対象者の高校生等氏名	
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	円

※　授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。

（保護者等→学校長）

＜記入例＞

令 和 2 年 7 月 〇 日

〇×高等学校長 殿

委　任　状

私が支給を受ける高校生等奨学給付金を授業料以外に学校へ納付する下記納付金・積立金の未済に充てることについて了承し、その事務手続きを学校長に委任します。

申請者住所	〒221-0057 **横浜市神奈川区青木町〇〇－〇〇**
ふりがな	**かながわ　いくお**
申請者氏名	**神奈川　育夫**
納付金・積立金の未済額（授業料以外）	**３０，０００** 円

未済額は、学校にご確認ください。

※　授業料以外に学校へ納付する納付金・積立金に未済がある場合に、保護者の方から学校長へ提出する委任状です。未済がなければ、提出の必要はありません。

委　　任　　状

（代理人）

住　所

氏　名

私は、上記の者を代理人と定め、令和２年度神奈川県高校生等奨学給付金の受領に関する権限を委任します。

令和２年　　月　　日

（委任者）

住　所

氏　名　　㊞

高校生等奨学給付金（家計急変世帯対象）給付対象者及び給付額確認シート

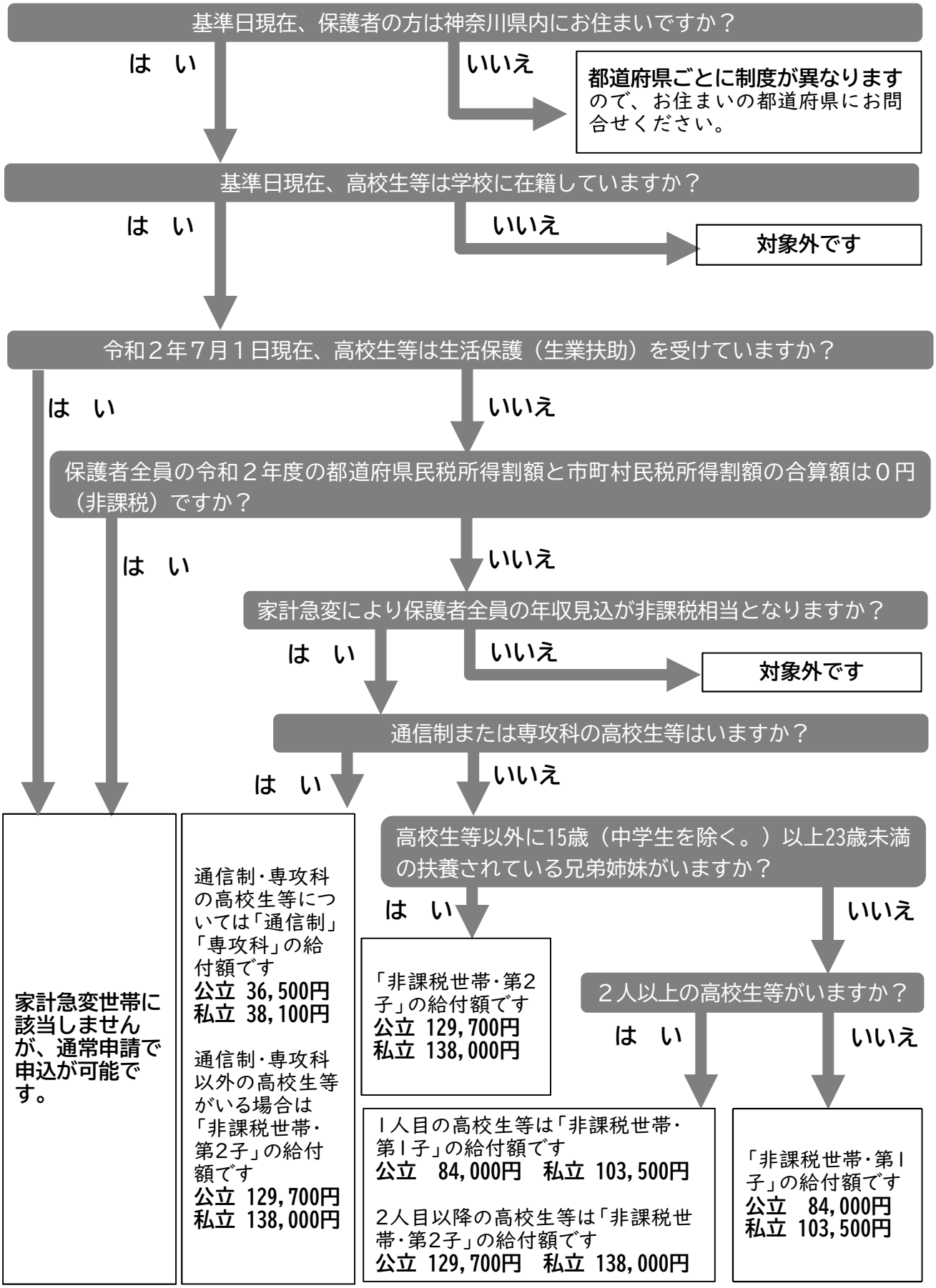

◆上記の単価は年額の例です。7月以降に家計急変した場合は、基準日以降の月数に応じた月割額となりますので上記の単価とは異なりなります。